

入 札 公 告

沖縄県が発注する本庁舎西面外壁調査修繕工事について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年11月24日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 本庁舎西面外壁調査修繕工事
- (2) 内 容 別添仕様書のとおり
- (3) 履 行 場 所 那覇市泉崎 1-2-2(本庁舎)
- (4) 期 間 契約日から令和5年3月31日まで
- (5) 入 札 方 法

入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額(消費税込)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 沖縄県土木建築部における令和3・4年度入札参加資格登録者名簿の建築一式工事業に登録されている者。
- (4) 入札参加資格確認申請期限日から当該工事の開札日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 次のいずれかの要件を満たす主任技術者を配置できること。
 - ・ 1級又は2級建築工事施工管理技士の資格を有する者
 - なお、主任技術者にあつては、入札日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (7) 過去5年以内に沖縄県内において、6階建て以上の建物における壁面劣化調査報告業務の実績を1件以上有すること。

- (8) 次の各号に該当しない者であること及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）

イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体。

ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。

3 申請の方法等

- (1) 申請の方法 本競争入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに資格確認資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

- (2) 申請書等の提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県総務部管財課 庁舎管理班

T E L : 098-866-2106

- (3) 申請書の受付期間 令和4年11月24日(木)から11月29日(火)まで

(土曜、日曜及び祝祭日を除く)の9:00から17:00までとする。

- (4) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和4年11月30日(水)(予定)に通知する。

4 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。

5 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあたっては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては資本金
- (6) 電話番号

6 資格の取り消し等

- (1) 入札参加の資格を有する者が2(1)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

- (2) 資格の取り消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

7 資格の適用

この入札に参加する者の資格は、本修繕に係る入札に限り適用する。

8 入札の日時・場所及び問い合わせ先

(1) 入札日

令和4年12月7日(水) 9:30～

(2) 入札場所

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 本庁舎11階 第5会議室

(3) 問合せ先

3(2)に同じ

9 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の規定により、見積もる契約金額(税込)の100分の5に相当する金額を県に納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去2年間の間に本県もしくは本県以外の国(公社及び公団を含む。)又は、地方公共団体と同種及び同規模の契約の履行証明書等(2件以上)を提出する場合

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内の価格がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項に基づき再度入札する。
- (2) 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約できるものとする。

11 入札説明書及び仕様書の交付について問い合わせ先

3(2)に同じ

12 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。
- (2) 契約書作成の要否 要